（確定所得申告書に添付すべき書類等に関する経過措置）

第三条　新規則第四十七条の二第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支出する新法第七十八条第一項に規定する特定寄附金について適用し、個人が施行日前に支出した旧法第七十八条第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第四条　新規則別表第二㈠から別表第二㈥までに定める書式は、施行日以後に提出する所得税法施行規則第十五条に規定する申告書又は申込書について適用し、施行日前に提出した同条に規定する申告書又は申込書については、なお従前の例による。

２　新規則別表第五㈣に定める書式は、施行日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する調書について適用し、施行日前に同項の規定により提出した調書については、なお従前の例による。

３　新規則別表第六㈡に定める書式は、令和四年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第二項に規定する退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第二項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該退職手当等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

４　前三項に規定する書式は、当分の間、改正前の所得税法施行規則の相当の規定に定める申告書、申込書、調書又は源泉徴収票に、新規則別表第二㈠から別表第二㈥まで、別表第五㈣及び別表第六㈡に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「に新規則第七条第八項」を「に所得税法施行規則第七条第八項（障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等）」に、「における新規則」を「における所得税法施行規則」に、「新規則」を「所得税法施行規則」に改め、同項第一号中「所得税法施行令第四十一条第一項（非課税貯蓄限度額変更申告書）」を「所得税法第十条第四項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）」に、「租税特別措置法施行令第二条の四第三項（障害者等の少額公債の利子の非課税）」を「租税特別措置法第四条第二項（障害者等の少額公債の利子の非課税）」に、「準用する所得税法施行令第四十一条第一項」を「準用する所得税法第十条第四項」に改め、同項第六号中「所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号。次条において「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）」を「所得税法施行令」に改める。

附則第四条第一項中「提出する新令」を「提出する所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十一号。以下この条において「改正令」という。）第一条（所得税法施行令の一部改正）の規定による改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）」に改め、「（所得税法施行令の一部改正）」を削り、同条第二項中「新令第四十三条第一項」を「所得税法施行令第四十三条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書）」に、「により新令」を「により所得税法施行令」に、「準用する新令」を「準用する所得税法施行令」に改め、「以後に第一号、第三号又は第四号に掲げる書類」の下に「若しくは同号に掲げる電磁的記録（所得税法第十条第二項（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する電磁的記録をいう。第四号及び第四項において同じ。）」を加え、「提出していない場合」を「提出し、又は提供していない場合」に、「新規則第八条第一項」を「所得税法施行規則第八条第一項（非課税貯蓄に関する異動申告書の記載事項）（租税特別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。）」に、「同項第一号」を「所得税法施行規則第八条第一項第一号」に改め、同項第四号中「申請書」の下に「又は当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」を加え、同条第四項中「書類」の下に「若しくは同号に掲げる電磁的記録」を加え、「提出していない」を「提出し、又は提供していない」に改める。

第六条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（令和二年財務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第三項第一号イの改正規定のうち同号イ⑴中「関連する」の下に「法第七十八条第二項第三号に規定する」を加える。

○財務省令第十六号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の四第六号中「及び同法」を「、同法」に改め、「マンション敷地売却組合」の下に「及び同法第百六十四条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合」を加える。

第二十四条中「（指定寄附金等の適用要件）」を「（寄附金の損金不算入）」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「関連する」の下に「法第三十七条第四項に規定する」を加え、同条第四号中「（認定特定公益信託）」を「（特定公益信託の要件等）」に改め、「（特定公益信託）」を削る。

第二十四条の二中「附則第五条第一項第二号ロ⑴（機構の行う旅客鉄道株式会社等の鉄道施設等の更新等に係る無利子貸付け及び助成金の交付の認可）」を「附則第五条第一項第一号ロ⑴（機構の行う会社等への助成金の交付等の認可）」に改める。

第二十七条の三第六号中「又は株式交換等完全親法人」を「、株式交換等完全親法人又は会社法第七百七十四条の三第一項第一号（株式交付計画）に規定する株式交付親会社」に、「分割又は株式交換等」を「分割、株式交換等又は株式交付」に改め、同条第十号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十五号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五　その有していた株式を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付　当該株式交付の日

第二十七条の十四第二号中「第二十二条の七第六項第六号及び第八項第六号」を「第二十二条の七第五項第六号及び第七項第六号」に改め、同条第六号中「及び第八項第六号」を削り、同条に次の一号を加える。

十一　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十二条の七第六項第六号及び第八項第六号（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）に掲げる事項